介護保険高額介護（介護予防）サービス費に関する同意書

人吉市長　松岡　隼人　様

私は、すでに支給された高額介護（介護予防）サービス費について、レセプト（介護給付費明細書）の再審査、上限額の変更等により金額が減額となり過払いが発生した場合は、当該減額分を今後支給される高額介護サービス費から差し引く（相殺する）ことに同意します。

令和　　 年　　 月　　 日



【本人以外が手続きする場合のみ記入】



※ この同意書は、上記について同意していただける場合に記入・押印し、「高額介護（介護予防）サービス費支給申請書」とあわせて提出して下さい。

同意しない場合は「高額介護（介護予防）サービス費支給申請書」のみ提出して下さい。

なお、この場合は、後日、納入通知書により直接納付していただくこととなります。

詳しくは裏面をご覧下さい。

～ 高額介護サービス費に変更が生じる場合について ～

高額介護サービス費の支給があった後に、「利用者負担額の減額※１」や「上限額の変更※２」などが生じた場合、さかのぼって変更後の支給基準で計算しなおさなければなりません。

この計算の結果、すでに支給した高額介護サービス費が過払いとなった場合は、当該過払い金を人吉市に返還していただくことになります。

※１ 利用者負担額の減額について

人吉市では、サービス事業所からのサービスの実績をもとに１か月あたりのサービス利用料を計算し上限額を超えた分を支給します。

事業所からの請求金額の誤りなどにより、金額の変更があった場合、利用者の１か月分の負担合計額も変わりますので、正しい高額介護サービス費の支給額を計算しなおします。

※２ 上限額の変更について

世帯の所得や住民税の課税状況などにより、１か月の上限額が定めてあります。

しかし、所得の修正などにより、この上限額が変更する場合があります。既に支給された高額介護サービス費が変更前の上限額の適用により計算されていた場合は、変更後の上限額を適用して、正しい高額介護サービス費の支給額を計算しなおします。

過払い金の返還については、下記の２つの方法があります。

**① 今後支給される高額介護サービス費から過払い分を差し引く（相殺する）。**

**② 人吉市から送付される納入通知書により、金融機関等の窓口で納付する。**